



### 頌春

平成二十八年 正月

佐島にや猿がおるんかな  
 宮浦遺跡守ってきた  
 中世塩田守ってきた

エンヤ エンヤ  
 猿や塩や



◎平成 27 年は、弓削島が中世の塩の荘園であったことが記された東寺百号文書（とうじひやくごうもんじよ）がユネスコ記憶遺産に登録されました。  
 大昔の製塩については、同じく弓削島の隣り佐島で発掘中の古代製塩遺跡から「製塩炉跡」が発見されました。

あけましておめでとうござい  
 ます。本年が読者の皆様方にと  
 つて、ひたすらよい年であらん  
 ことを心よりお祈りいたします。  
**民主主義の危機**  
 ・・・しかし除夜の鐘を境に  
 した昨年は、ほんとにひどい年  
 でした。そのひびきは未曾有と  
 も言うべきです。さらにそのひ  
 どさは、我々が生活を営むこの  
 町の政治的状況が、国政とウリ  
 ふたつ、まるで中学生時代、初  
 等数学幾何で習った三角形の相  
 似形の如くであったことです。  
 人々の日常生活にあって政治  
 的でない事柄はひとつもない、  
 というのが筆者の見解ですが、  
 いかがでしょうか？

## 人は、表現する生き物 表現するために言葉がうまれた

新年雑感  
 今昔のバブル経済末期、全  
 国でリゾート開発がブームにな  
 たり、旧弓削町も弓削・佐島にわ  
 たり大規模なゴルフ場、マリ  
 ナ、リゾートホテルという、俗  
 に金太郎アメとよばれたリゾート  
 施設3点セットが計画されま  
 した。その計画を大多数の町民  
 が知らぬとき、いわゆる関西方  
 面の弓削出身者から情報もた  
 らされ、町民の知るところとな  
 り大騒ぎになりました。環境悪  
 化を危惧する町民の反対運動が  
 おこり、そうこうしているうち  
 にバブル経済がはじけ、計画は凍  
 結と言う名の廃止になりました。  
 さてにそのときには何百万円  
 もの経費は費やされてしまっ  
 たが、結果的に不良事業支出とな  
 った事に關し、当時の首長始め  
 推進した議会の誰も、責任を表  
 明しませんでした。  
**機能不全だった議会**  
 行政はどんなしくじりをして  
 も決して責任をとらなくてもい  
 いのだと、初めて知った一幕で  
 もありました。むしろ責任を取  
 らなくてもよいのはありませ

ん。取れと言う者が居なかった。  
 議会が機能不全だったのです。  
 さて、そういう経緯の中で、  
 巷では様々な意見が陰ながら飛  
 び交わりには決して公論にな  
 らない現実が、そのような町民  
 不在の行政を生むのだと見え、  
 投稿紙としての弓削通信を発売  
 したのでした。  
 しかし仮にそういう場を設け  
 ても、長年お上には逆らえない  
 的な感性を持ち続けてきた人々  
 にあっては、ひとりの若者が考  
 えつくような世論喚起も簡単で  
 はないと、これもまた思い知ら  
 される日々でもありました。失  
 望しては廃刊や休刊にし、思い  
 直しては再刊しと、それがこの  
 四半世紀の流れでした。そして  
 いま、たとえ小さな意見でも、  
 決して埋もれさせたいけない。  
 意見を表に出さねば無いと同意  
 意見がないとは同意であるとき  
 意見が、ということと、繰り返し  
 ている。このことを、繰り返して  
 言いつつねばならないと痛感し  
 たのが、昨年の一連の国政の流  
 れでした。

**住民は政治的になるべし**  
 いま我が国は、国民にとつて  
 決して安全ではない状況にある  
 ことは、賢明な読者の皆さんは  
 承知しています。その承知して  
 いることを、表明する、形にし  
 てゆく、そういう努力を怠ると、  
 まさに基本的人権の認められて  
 いなかった戦前のように主権者  
 であるはずの国民が塗炭の苦し  
 みを舐めることになるのは必定  
 です。  
 戦前の息苦しさを知る方々は  
 すでに高齢化し、櫛の歯が欠け  
 るように世を去ってゆきます。  
 経験や体験が語りつぎ、書き表  
 され、言い伝えられなければ、  
 次世代には伝わりません。伝わ  
 らなければ無かったことにされ  
 得るということです。

犠牲とは、そのことで他者が  
 救われるから意味がある。逆に  
 いえば、払った犠牲が無いこと  
 になれば、それにまつわる他者  
 は救われたいということだ。  
 今年はそんな意味でも、決し  
 て譲つてはならない国民の、ひ  
 いては個々人の生存権をしっかりと  
 守りきる節目ではないかと考  
 えます。どうか弓削通信の書く  
 ことを、あくまで筆者の一意見  
 にすぎませんが、我々はどうあ  
 るべきかを考えるきっかけにし  
 て頂ければ、幸甚このうえない  
 ことであります。

**きどぐちあて**  
 青木喜代子  
 明けましておめでとうござい  
 ます。昨年は、私の言いたい放  
 題におつき合いました。ありが  
 とうございました。  
 みなさま、元旦はいかがお過  
 ごしてましたか。  
 我が家の元日は、少しおそめの  
 朝食をお雑煮とお節で祝い、そ  
 の後墓参り。  
 広島と大阪から帰省した娘と  
 息子は、祖父の墓の前で手を合  
 わせ、「じいちゃん、ただいま。  
 元気にしています。今年も頑張  
 るよ。」と。その後は土産とお  
 年玉を持って祖母の家へ。  
 「ばあちゃん、ただいま！」  
 近況を報告して、祖母やおば達  
 と恒例の食事会。  
 その準備をしている私の横で  
 娘が手伝ってくれる。「たまに  
 帰つたんだからゆつくりして。」  
 と言うと、「たまに帰つたんだ  
 から手伝わせて。」と、うれし  
 い事を言ってくれる。  
 翌日は、「じいちゃん行って  
 さい。」



今月のやよみ亭映画研究会  
 無料 1月15日(金)夜7時~  
**【乱れ髪】**  
 ●泉鏡花原作。  
 名監督衣笠貞  
 之助が山本富士  
 子の魅力を存分  
 に引き出した話  
 題作。明治の女  
 と男の、切ない  
 も報われない恋  
 を描いて秀逸。  
 ・山本富士子・勝 新太郎・川崎敬三・  
 ・花布辰男 他。・1961年作・大映

やよみ亭  
**出よう会**  
 ・地区のお年寄り達の  
 交流会です。  
 毎月 午後1時から。  
 ・第2火曜はやよみ亭  
 ・第3火曜は弓削土生  
 集会所で開催してい  
 ます。  
 ・1月は12日と19日。  
 ・2月は9日と16日。  
 問い合わせ NPO法人  
 頼れるふるさとネット  
 0897-72-9188 または  
 090-8247-5279 (平山)



## 合併三期目をふり返って

(34) 上島町議会議員 平山和昭



## 海員組合を創った男・探訪

濱田國太郎を顕彰する会 (参加自由)  
(毎月25日13時～.生名中央公民館2F青年学級室)  
(20)

●「濱田國太郎を顕彰する会」12月例会は現・弓削高船高専の前身・弓削海員学校(明治34年)を作った初代弓削村村長・中村晴二郎墓地(写真)、同じく田坂初太郎、海員学校初代校長・小林善四郎、郷里の子弟のため学校教育振興に情熱を注いだ現・尾道造船創設者・濱根岸太郎の墓地(以上、弓削自性寺内)見学と、田坂初太郎の末弟・為松の顕彰碑(弓削浜都海岸)の見学会をしました。  
【おことわり】本コラムで連載中の神戸雷声寺住職吉井良久師による「濱田國太郎の出家⑥最終回」は、都合により2月号に掲載いたします。



「ただし魚島地区に関しては(無条件か、もしくは条件付で)公職選挙法第15条6項および8項乃至9項の規定により選挙区を設け、議員の数を定めるものとす。」としたはずです。合併協定書に盛る文言として「別途考慮」などと曖昧な言辞を弄すべきではないからです。つまり、そうをしなければ理由には、第3回4回の協議会議事録に見えるように、魚島選挙区も議員数も「設置選挙以外は合併後の議会の判断に委ねる」という「全委員の共通認識」があったこと以外ありません。そして事後を委ねられた合併後の議会では、毎期ごとにこの問題が議論されつつ「別途考慮」を「旧町村単位の選挙区維持」という形で果たしてきた。これがごく穏当な捉え方ではないでしょうか。つまり「協定は3期にわたり守られてきた」のです。ではそのうえで、合併3期に至るまで「魚島地区にどうしても議員が居なければ困る」という現象や「不利な」現象が、何かあったのでしょうか。

我々に今大切なのは、魚島地区をこの点で特別扱いすることなどではなく、全町一区で全町一丸、本気で町の将来を心配することではないでしょうか。  
●議会の結論は出ている  
昨年11月18日に開催された議員協議会(全員出席です!)で、この選挙区に関する全議員の意見表明を議長が求めたとき、明言しなかった1名を含め6名が魚島特区設置を、8名が全町一区との態度を明らかにしました。ところが1月1日付地方紙では「議会の結論はでない。魚島選挙区維持の条例案を議員が出すかどうか当面の焦点」などと書く記者もいたりして、首長の意を汲んでか町民に誤解の種を蒔く。いったい毎度傍聴していて記者は何を見聞しているのでしょうか。

●合併3期目の議会で取り組んだこと(1)  
上島町議会議員の合併第3期目の任期は本年(平成28年)1月6日が満了となります。前身でもご報告しましたが3期目の議会では議会改革の一環として議会基本条例制定への取り組みがあります。  
議会基本条例とは、簡単に言えば議会(議員)の憲法です。現在3月定例会議会で条例案上程にむけ、その素案への町民意見の募集中です。  
議会初めての取り組みとして昨年12月1日(本年1月29日まで議会発の町民意見募集(パブリックコメント)を、町ホームページ及び各地区の回覧ネットワークを通じてさせていただきます、ひろく皆様のお目にとまれるよう工夫しております。  
意見募集に関しては、応募者の方の氏名連絡先等の併記をお願いしておりますが、あくまで連絡の必要が生じたときのためで、ご回答は議会事務局宛におねがいします。  
そもそも論から言えば、地方自治体行政に関しては、地方自治体行政に關しては、監査が扱う行政執行部を議会と監査が

●合併3期目の議会で取り組んだこと(2)  
議会改革に關して取り組んできたもう一つは、全町一区選挙の実現です。全町一区選挙は自治体の議員選挙の原則です。ところが平成16年の上島4か町村の合併に際し交わされた合併協定書には「設置選挙に限

## 行政をチェックする大切な三重構造

チェックし、議会を有権者がチェックするという、チェックの三重構造です。そうした中、長年未端自治体では議会は追認機関でしかない様相を呈してきました。議会に付与されている政策立案権、調査権も十分活用されず、よって議会不要論も出て来る始末。そういう状況から脱皮し、まさに市民・町民のために働く活動的な議会になるという決意を、その方法も含め文書化したのが議会基本条例だと申し上げてもいいでしょう。  
条例が制定された暁には住民の皆様も、議員がその条例にそって活動しているかどうかを改選時には評価の参考にしていただけではないと思います。

り選挙区を設ける。ただし設置選挙以降の魚島村の議員1名を確保できる方法については別途考慮する」という奇妙な一文があります。  
一方で公職選挙法15条6項には「市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき条例で選挙区を設けることができる」ともあります。全町一区が原則だが特に必要がある場合条例で選挙区を定めることは特に必要ない場合とどういう場合でしょうか。  
昨年12月、全町に配布された自身の後援会討議資料でこの問題に触れた町長は、「当時の合併議論については私は議員で

区を設け、議員の数を定めるものとす。」としたはずです。合併協定書に盛る文言として「別途考慮」などと曖昧な言辞を弄すべきではないからです。つまり、そうをしなければ理由には、第3回4回の協議会議事録に見えるように、魚島選挙区も議員数も「設置選挙以外は合併後の議会の判断に委ねる」という「全委員の共通認識」があったこと以外ありません。そして事後を委ねられた合併後の議会では、毎期ごとにこの問題が議論されつつ「別途考慮」を「旧町村単位の選挙区維持」という形で果たしてきた。これがごく穏当な捉え方ではないでしょうか。つまり「協定は3期にわたり守られてきた」のです。ではそのうえで、合併3期に至るまで「魚島地区にどうしても議員が居なければ困る」という現象や「不利な」現象が、何かあったのでしょうか。

## 謹賀新年

平成28年 申年  
黒川みき (大三島)



今年(の)年末年始は、病で「くたばった」と孫にポロツと弱音を吐く、田中角栄大好きな父親に元気をあげに(?)久しぶりに家族揃って私の郷である新潟で過ごした。年の割りには髪があつた父が頭を丸めている姿に、頭をぐるぐるなでながら「生きてるだけで感謝だねえ」としみじみしました。  
年々、時間の流れの速さを感じる今日日。皆さんは如何ですか。特に昨年は、本当に光陰矢

のごとく(節走はさらに加速し)過ぎ去っていききました。昨年は「命」について、私個人改めて生かされている感謝と、命を未来へ紡いでいくことの責任を強く意識した一年となりました。  
世の中の不穏な動き、たとえば現政権の暴走、安保法案、原発再稼働、TPP、テロ、空爆、自然災害、国内で多発する残忍な事件。普通に暮らすことが奇跡に思えるくらい、私たちは今やカオスの中で暮らしています。  
今後ともより加速していきたくらう世の中の動きですが、私たちは無関係ではいられません。変化していく環境や状況に、本当の意味の柔軟な姿勢・思考がもてるか、それが岐路になるでしょう。まずは新年を無事迎えられたことに感謝ひとしお、気持ち一新。皆様におかれましても充実の一年となりますように!

